

**令和7年分
申告相談日程表**
◎受付時間 午前8時30分～午後4時

令和8年

| 日 程 | | 会 場 | |
|-----|-------|---|--|
| 2月 | 16日 月 | — | 日和公民館 (日和地区全域) |
| | 17日 火 | 口羽公民館 (川角、神谷、原田、土居、根布、菖蒲、坪木釜谷、口羽地区住宅) | 布施公民館 (布施地区全域) |
| | 18日 水 | 口羽公民館 (口羽町上、口羽町下、西之原上、西之原下、青石、江平、上田、平佐、日南川、松木、長田向、長田市、上ヶ畑) | 日貫公民館 (金比羅、町中央、町第三、桜井、青笹、花の木、福原) |
| | 19日 木 | 高原公民館 (馬場、入野、円野板、荻原、下伏谷、上伏谷、田野原、金渕) | 日貫公民館 (吉原、簾、鉄穴原、鳴滝、東屋、泊里、田代、有安、中山、浜井場) |
| | 20日 金 | 高原公民館 (原、矢広原、流田、下和田、吉時、安田、段ノ原、高見町) | — |
| | 24日 火 | — | 中野公民館 (中野中央自治会、横引) |
| | 25日 水 | — | 中野公民館 (茅場自治会、中別所、上別所) |
| | 26日 木 | — | 中野公民館 (中野北区自治会、森実) |
| | 27日 金 | 田所公民館 (小河内、道明、朝原、ゆめあいの丘、ゆめあいの郷、瑞穂ハイツ) | — |
| | 28日 土 | 田所公民館 邑南町内全域(2月12日までに予約した方のみ) | 井原公民館 |
| 3月 | 2日 月 | 田所公民館 (中組、田所上、十日市、田所下) | 井原公民館 (日向東、日向西、仏一原、天藏寺原、上町、下町、谷、西野原、宮野原) |
| | 3日 火 | 田所公民館 (下亀谷下、下亀谷上、奥亀谷、新山、瑞芽) | 井原公民館 (普明司、樋口谷、片田東、片田西、沢久谷、野原谷、皆井田、断魚、瀬越) |
| | 4日 水 | 田所公民館 (下対、臼谷、馬野原下、馬野原上、鱒渕上、鱒渕下) | — |
| | 5日 木 | 田所公民館 (小林、三坂、中野原、大原、大草) | 阿須那公民館 (雪田区自治会、細谷、大庭上、大庭下、旅迫上、旅迫下、細貝、阿須那町上、阿須那町中、阿須那町下、木須田) |
| | 6日 金 | 市木公民館 (市木地区全域) | 阿須那公民館 (戸河内振興会、宇都井区自治会、阿須那町住宅、門前、田本、田本住宅、今西) |
| | 9日 月 | — | 矢上交流センター (柚木谷、後原、森脇谷、上日南原、日南原、小掛谷) |
| | 10日 火 | 出羽公民館 (三日市2、三日市1、出羽、淀原1、淀原2、後谷) | 矢上交流センター (大坪原、上京町、下京町、七日市、鹿子原) |
| | 11日 水 | 出羽公民館 (三本松、山田、岩屋、後木屋、百石、大林、上原、出店口、上側、上和田、谷川) | 矢上交流センター (大沢自治会、新町、矢上団地) |
| | 12日 木 | — | 矢上交流センター (町西、町東、郡山、須磨谷、荻原) |

※ 申告会場は各地区の公民館です。期間中は職員不在のため本庁、支所では申告相談を受け付けることはできません。ご了承ください。

- ① 所得税の確定申告、町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療の保険料、介護保険料の申告相談です。
- ② 所得が無くても、所得証明などの証明書が必要な方は必ず申告が必要です。
- ③ 資料準備の関係上、できるだけ割り当て日に申告してください。仕事の都合などでやむを得ず他の会場で申告を希望される場合は、3日前までに役場財務課または各支所窓口グループに必ず連絡をしてください。
- ④ 青色申告、住宅借入金特別控除の1年目、土地・建物、株式などの譲渡所得、先物取引、仮想通貨、山林所得、雑損控除などがある方は、直接浜田税務署(☎0855-22-0360)へご相談ください。
- ⑤ 申告相談を行う職員の昼食休憩時間を12時から13時までとしますのでご協力をお願いします。

申告相談 持ち物チェックリスト

◎全員が必要なもの

お忘れ物なく会場に
お越しくださいナ!



- マイナンバーカード又は通知カード等マイナンバーが確認できるもの**
※申告者分のみでなく控除対象配偶者及び扶養親族についても必要です。
- 本人確認書類(運転免許証等)…マイナンバーカードを持参される方は不要です。**
※顔写真付きのものであれば1点、顔写真のないものについては2点必要です。
- 申告者名義の預金口座番号がわかるものとその届出印**
※還付金の振込や所得税の納付の口座振替手続きをする際に必要です。
- 税務署から送られてきたお知らせハガキ(送られてきている方のみ)**

◎収入のわかるもの

- 源泉徴収票…給与・公的年金収入のある方が対象です。**
※手元にない場合は、支払元からの再発行が必要です。
- 営業や農業等の収支内訳書とその帳簿等…営業・農業・不動産収入のある方が対象です。**
収入、経費を計算してからご来場ください。
- 個人年金・報酬・シルバー等の支払明細書**
- 生命保険や学資保険、損害保険等の満期返戻金・解約返戻金の支払明細書**

◎控除のわかるもの

- 社会保険料の支払額がわかるもの…年末調整で完了している方は不要です。**
※国民年金については領収書又は控除証明書が必要です。
- 生命保険料控除、地震保険料控除の控除証明書…年末調整で完了している方は不要です。**
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書**
認定制度(介護保険)による障害者控除を受ける場合は、認定書が必要です。交付については役場医療福祉政策課又は各支所窓口グループにご相談ください。
- 学生証(勤労学生控除を申告する学生の方のみ)**
- 医療費控除の明細書…別紙「医療費控除の明細書の記載要領等に関する案内」の裏面をお使いください。「医療費のお知らせ」をお持ちいただく場合は、作成を省略できます。**
- 寄附金受領証…確定申告・住民税申告をされる方は、ワンストップ特例が適用されません。**
- 住宅借入金等特別控除明細書(2年目以降用に税務署から送付されたもの)**
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
※初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、浜田税務署が開設する申告相談会場で申告してください。浜田税務署☎0855-22-0360

※上記のほか各種所得の収入金額及び必要経費、又は各種控除の計算に必要な資料があれば
ご持参ください。